

各位

小山町健康増進課

## 新型コロナウイルス感染症定期予防接種(原則65歳以上)の実施について (お知らせ)

このことについて、下記のとおり実施しますので、お知らせします。

新型コロナウイルス感染症予防接種は、予防接種法のB類疾病に位置づけられており、新型コロナウイルス感染症の発症予防・重症化予防を目的として実施いたします。

B類疾病の予防接種は、主に個人予防目的のために行うものであることから、自らの意思と責任で接種を希望する場合に接種を行うものです。

同封した説明書(接種上の注意事項など)をお読みいただき、接種を希望される方は、予約要の医療機関には、事前にお電話等で予約をしてください。

受ける際は、体調の良いときに受けましょう。

記

対 象 者	小山町に住民登録があり、接種日に満65歳以上の方 (昭和36年3月31日までに生まれた方)
実 施 期 間	令和7年10月1日(水)～令和8年3月31日(火) ※ワクチンの入荷状況により実施開始時期が遅れることがあります。
接種回数・方法	1回 筋肉内に接種
接種医療機関	裏面の指定医療機関
接 種 料 金	自己負担金 5,000円(1回のみ) ※ <u>無料対象者は、生活保護法による被保護世帯に属する方で自己負担金免除を希望する方となります。(事前申請をお願いします。確認後、「保健事業徴収金免除決定書」を送付します。)</u>
持 ち 物	① 新型コロナウイルス感染症定期予防接種希望書兼予診票 (原則65歳以上)(予診票に必要事項をご記入の上、ご持参ください) ② 健康手帳(お持ちでない場合は健康福祉会館、各支所で配布します。) ③ 案内通知と説明書 ④ マイナ保険証又は資格確認書等(念のため、ご持参ください。) ⑤ お薬手帳
注 意 事 項	☆ 裏面の指定医療機関以外で公費による予防接種を希望する方は、依頼書が必要となる場合がありますので、接種する1週間前までには、健康増進課へご相談ください。 ☆ <u>本人の接種希望の意思確認が困難な場合は、家族又はかかりつけ医の協力により対象者本人の意思確認をすることは認められますが、接種を希望することが確認できた場合に限り、予防接種法に基づいた予防接種を受けることができます。</u>

お問い合わせ：小山町健康増進課(健康福祉会館) 電話76-6668

令和7年度 新型コロナウイルス感染症定期予防接種（原則65歳以上）指定医療機関

(五十音順)

※予約要の医療機関には、事前に電話等で予約確認をしてから、接種を受けるようにして下さい。

	医療機関名	電話	住所	予約の要・不要
小山町	こうえい痛みのクリニック	76-7777	小山町竹之下1312-3	要
	なかがわ医院	76-6000	小山町菅沼662	要
	富士小山病院	78-1200	小山町用沢437-1	要
御殿場市	阿部ひ尿器科	84-0012	御殿場市山尾田127-1	不要
	岩瀬内科医院 <small>(当院での接種歴がある方のみ)</small>	80-5500	御殿場市茱萸沢745-1	不要
	お八幡医院	82-0343	御殿場市北久原617	要
	かみお呼吸器クリニック	82-3700	御殿場市萩原1142-33	要
	上町医院	82-0395	御殿場市御殿場24-1	要
	共立産婦人科医院	82-2035	御殿場市二枚橋8-1	要
	神山復生病院	87-0004	御殿場市神山109	要
	御殿場石川病院	83-2424	御殿場市深沢1285-2	不要
	御殿場かいせい病院	87-3737	御殿場市大坂57-8	要
	斉藤医院	87-0047	御殿場市中山540	要
	齋藤耳鼻咽喉科医院	84-1234	御殿場市新橋670-15	要
	東部病院	89-8000	御殿場市茱萸沢1180-2	要
	時之栖・神山クリニック	86-0800	御殿場市神山1913-229	要
	富井医院	84-3322	御殿場市竈708-1	要
	なおメディカルクリニック	70-5570	御殿場市萩原460-1	要
	ばんクリニック	70-9336	御殿場市川島田1561-2	要
	東富士病院	82-6000	御殿場市御殿場433-1	要
	東山クリニック	82-1000	御殿場市東田中1431-15	不要
	ひまわり呼吸器科	87-8288	御殿場市富士見原1-1-3	不要
	フジ虎ノ門整形外科病院	0570-00-7872	御殿場市川島田1067-1	要
富士病院 <small>※かかりつけ患者のみ</small>	83-3333	御殿場市新橋1784	不要	
松尾クリニック	81-5050	御殿場市新橋1912-6	要	
みくりやクリニック	89-0233	御殿場市竈1960	要	
安田内科小児科医院	70-3800	御殿場市東田中2-13-15	要	
やましたクリニック	87-8150	御殿場市神山1171-1	要	
渡辺整形外科内科医院	89-6722	御殿場市川島田1420-2	要	

# 新型コロナウイルス感染症定期予防接種説明書

<予防接種を受ける前に必ずお読みください。>

新型コロナワクチン予防接種の効果と副反応について、この説明書をよく読んで十分納得したうえで、自らの意思と責任で接種を希望する場合に接種を受けましょう。

わからないことは接種を受ける前にかかりつけ医師等にご相談ください。

## (1) 新型コロナウイルス感染症とは

新型コロナウイルス感染症とは、ヒトに感染する「コロナウイルス」として新たに見つかった「重症急性呼吸器症候群コロナウイルス-2：SARS-CoV-2」による感染症です。この感染症を「新型コロナウイルス感染症（COVID-19）」といいます。

潜伏期間は2～3日と短く、感染経路は飛沫感染が中心ですが、閉鎖空間でのエアロゾル感染があります。接触感染もあり得ると言われていますが、頻度は少ないとされています。

呼吸器感染のため、症状は発熱・咽頭痛・咳などが中心となります。

基礎疾患のある場合は重症化のリスクがあるとされ、高齢者での重症化率、致死率は高くなっています。

## (2) 予防接種の効果

ワクチン接種には、発症予防や重症化（入院）予防の効果があることが国内外の複数の報告で確認されています。なお、既感染者であっても再感染する可能性はあり、また、ワクチン接種による追加の発症予防効果が得られることも同じく確認されています。さらに、いずれの年齢群においても、重症化（入院）予防効果は死亡のリスクを減らし、COVID-19の罹患後症状を予防する効果があります。

新型コロナワクチンの発症予防効果は、ウイルスの変異の影響もあり、数か月で減退することが知られており、流行株に対応した新たなワクチンの追加接種が重要です。

(1)(2)：「2024年度の新型コロナワクチン定期接種に関する見解」、「予防接種ガイドライン 2025年度版」参照

## (3) 予防接種不適当者（予防接種を受けることが適当でない人）

- ① 接種当日、明らかな発熱のある人 → 体温が37.5℃以上の場合です
- ② 重篤な急性疾患にかかっている人
- ③ ワクチンの成分によってアナフィラキシーなどの重度の過敏症（全身性の皮膚・粘膜症状、喘鳴、呼吸困難、頻脈、血圧低下等、アナフィラキシーを疑わせる複数の症状）の既往歴のある人
- ④ その他、医師が不適当な状態と判断した人

## (4) 予防接種要注意者（接種の判断を行うに際し、注意を要する人）

- ① 抗凝固療法を受けている人、血小板減少症または凝固障害のある人
- ② 過去に免疫不全の診断がされている人及び近親者に先天性免疫不全症の方がいる人
- ③ 心臓血管系疾患、腎臓疾患、肝臓疾患、血液疾患などの基礎疾患のある人
- ④ 過去に予防接種を受けて、接種後2日以内に発熱や全身性の発疹などのアレルギーが疑われる症状が出た人
- ⑤ 過去にけいれんの既往のある人
- ⑥ 接種しようとする接種液の成分に対してアレルギーを呈するおそれのある人

裏面へ続きます

## (5) 他の予防接種の接種間隔について

新型コロナワクチン予防接種と他の予防接種【生ワクチン・不活化ワクチン(高齢者用肺炎球菌・インフルエンザワクチン、带状疱疹等)】については、接種間隔の規定はありません。

2種類以上の予防接種を同時に同一の接種対象者に対して行う同時接種は、医師が特に必要と認めた場合に行うことができます。

## (6) 予防接種を受けた後の一般的注意事項

- ① 予防接種をうけた後30分間程度は、急な副反応が起こることがあります。医師（医療機関）とすぐ連絡をとれるようにしておきましょう。(接種後24時間以内の健康状態に注意しましょう。) 接種後、1週間は副反応の出現に注意しましょう。
- ② 接種部位は清潔に保ちましょう。当日の入浴は差し支えありません。注射した部位をこすことはやめましょう。また、接種後に体調が悪い時は無理せず、入浴を控える等様子を見るようにしてください。
- ③ 当日は、激しい運動や過度の飲酒等は控えてください。
- ④ 筋肉内に注射をすることから「血液をサラサラにする薬」を処方されている人、血小板減少症または凝固障害のある人は接種後の出血が止まりにくいことがありますので、接種後しっかりと押さえるようにしてください。

## (7) 新型コロナワクチンの副反応

- 接種部位の痛み、倦怠感、頭痛、発熱等が現れることがあります。
- 重大な副反応として、ショック(蒼白、意識混濁など)やアナフィラキシー(じんましん、呼吸困難、血管浮腫など)が現れることもあります。接種後に気になる症状があった場合は、かかりつけ医等に相談してください。
- ワクチン接種後に心筋炎や心膜炎を疑う事例が報告されています。接種後数日以内に胸の痛みや動機、息切れ、むくみ等の症状が現れたら速やかに医療機関を受診してください。
- ワクチン接種後にギラン・バレー症候群(※)が報告されています。接種後、手足の力が入りにくい、しびれ等の症状が現れたら、速やかに医療機関を受診してください。

※ 「ギラン・バレー症候群」とは、急性・多発性の根神経炎の一つで、主に筋肉を動かす運動神経が障害されることによって四肢に力が入らなくなる病気です。

## (8) 副反応がおこった場合

予防接種の後、まれに副反応(7)が起こることがあります。また、予防接種と同時に、ほかの病気がたまたま重なって現れることがあります。接種後、接種部位の異常反応や体調変化がある場合(接種した部位が痛みや熱をもってひどくはれたり、全身のじんましん、繰り返す嘔吐、顔色が悪い、低血圧、高熱など)は、速やかに医師の診察を受けてください。

## (9) 予防接種健康被害救済制度

新型コロナワクチン予防接種による健康被害者からの健康被害救済に関する請求について、当該予防接種と因果関係がある旨を厚生労働大臣が認定した場合、健康被害に対する給付を受けることができます。

### 1. 医療費及び医療手当

予防接種を受けたことによる疾病について受けた医療に要した費用やその入院通院等に必要の諸経費を給付。(入院を要すると認められる場合に必要程度の医療に限る。)

### 2. 障害年金

予防接種を受けたことにより、政令別表第2に定める程度の障害の状態にある18歳以上の者に支給。(3級はなし。)

### 3. 遺族年金

予防接種を受けたことにより、死亡した者が生計維持者の場合、その遺族に対して支給する。(支給は10年間を限度とする。)

### 4. 遺族一時金

予防接種を受けたことにより、死亡した者の配偶者又は同一生計の遺族に支給。

### 5. 葬祭料

予防接種を受けたことにより、死亡した者の葬祭を行なう者に支給。